

令和7年度 税制改正 法人税

～中小企業防災・減災投資促進税制～

令和7年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、法人税の中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長の概要についてお知らせいたします。

～中小企業投資促進税制の見直しと延長～

中小企業者等が災害への事前対策を強化するため、防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却（令和7年3月1日までに取得等した場合は18%）が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

<制度の概要>

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受け、認定後1年以内に事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の16%の特別償却（令和7年3月31日までに取得等した場合は18%）を適用できます

<改正の内容>

「感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置」を対象設備から除外した上で、適用期限が2年間延長されました。

適用対象者	令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者
税制措置	特別償却16%
対象設備	[機械及び装置]（100万円以上） ・自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 [器具及び備品]（30万円以上） ・自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 [建物附属設備]（60万円以上） ・自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置等、架台（対象設備をかさ上げるために取得等するものに限る）、防水シャッター等

<適用時期>

この改正は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。